

24西南健発第97号
公 告 第40号
平成24年10月10日

東京都渋谷区南平台町3番8号
東京西南私鉄連合健康保険組合
理事長 堀江 晋太郎

「組合会議員選挙執行規程」の一部変更について

このたび、下記のとおり「組合会議員選挙執行規程」の一部を変更しましたので、公告いたします。

記

◎組合会議員選挙執行規程の一部を次のとおり変更する。

第4章 候補者

(立候補の届出等)

- 第7条 議員の候補者となろうとする者は、選挙期日の公告があった日から、選挙の期日前5日目までに、文書でその旨を選挙長に届け出なければならない。
- 2 前項の届出をする場合においては、被保険者である組合員10人以上の推せん者があることを要する。
- 3 選挙長は、第1項の届出を受理しようとする場合においては、その者の被選挙権の有無を確認し、その旨を理事長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年10月3日から施行する。

以 上